

河合第二中学校外部改修工事
(第1期工事)

入札説明書

入札説明書

I 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件をすべて満たしていること。

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下、「法」という。)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(直近のもの。)について、総合評定値(P)が「建築一式工事」において800点以上の者であり、河合町に提出されている経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の有効期限が受付の日までであること。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (ウ) 令和8・9年度河合町建設工事入札参加資格の内で、「建築一式工事」の登録を受けていること。
- (エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続きの申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (カ) 河合町建設工事等暴力団排除措置要綱(平成15年4月)別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者でないこと。
- (キ) 全ての案件において、参加する他の入札参加者と次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。
 - I 資本関係
 - (i) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に掲げる親会社をいう。

以下同じ。)と子会社(同条第3号に掲げる子会社をいう。以下同じ。)の関係であること。(子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に掲げる再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

(ii) 親会社が同じ子会社同士の関係であること。(子会社の一方が更生会社等である場合を除く。)

II 人的関係

(i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係であること。(会社の一方が更生会社等である場合を除く。)

(ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている関係であること。

(ク) 入札を公告した時点で、奈良県又は河合町で指名停止の措置がなされていないこと。

(ケ) 過去5年間(令和2年4月1日から本工事の公告日まで)に国、地方公共団体が発注した同種工事(入札公告2の(5)に記載しているもの。以下同じ)であって、完成・引渡が完了した工事についての施工実績を有する者であること。

(サ) 奈良県内に法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所を有すること。

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種： 建築一式工事業

資格要件： 次のいずれかに該当すること。

- ① 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けた者
- ③ 国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有するものとして認定した者

2 競争入札参加資格の手続

この工事の入札に参加しようとする事業者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下、「競争入札参加資格確認書等」という。)を河合町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 競争入札参加資格確認申請書の配布

競争入札参加資格確認申請書の提出は指定様式によるものとし、その様式を次のように配布します。

ア 配布日

令和8年4月27日(月)から5月12日(火)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 配布場所

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場総務部総務課契約・管財係(本庁舎2階)

エ その他

河合町のホームページからもダウンロード可能

(2) 競争入札参加資格確認申請書の受付

ア 受付日

令和8年4月27日(月)から5月12日(火)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場総務部総務課契約・管財係(本庁舎2階)

エ 競争入札参加資格確認申請書の提出は持参した場合に限り受付します。

提出部数は1部とします。

(3) 競争入札参加資格確認申請書は別紙「様式1」により作成してください。

(4) 競争入札参加資格確認資料は、次に従い作成してください。

ア 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告2の(8)に掲げる設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査結果を「様式2」に記載してください。又、法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び総合評定値通知書の写しを添付してください。

イ 工事実績報告書

入札公告2の(5)に掲げる資格があることが判断できる実績工事を1件以上、「様式3」に記載してください。その施工実績を確認する書類として、当該工事がCORINSに登録されている場合は、「竣工登録工事カルテ」等の受領書等の写しを添付してください。

工事内容によっては、「工事カルテ」の提出を求める場合があります。

登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。「原本」については、内容確認後に返却します。

これらによることが出来ない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」を提出してください。

ウ 配置予定技術者届

入札公告2の(6)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び工事経歴書を「様式4」に記載してください。

(5) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和8年5月18日(月)に通知します。

なお、競争入札参加資格を得ることが出来なかった者は、その理由を求めることができません。

この場合には、5月20日(水)正午までにその旨を記載した任意作成書面を河合町役場総務部総務課契約・管財係まで持参してください。その回答は、5月21日(木)午前10時から河合町役場総務部総務課契約・管財係で行います。

(6) その他

ア (4)イの「原本」以外は、申請された書類は返却しません。

3 設計図書

競争入札参加資格確認申請書を提出した業者のうち、設計図書の貸与を希望する業者に対し、「設計図」を別紙借用書を提出後、貸出します。

返却については、開札時において返却してください。なお、途中で入札を辞退される方は入札辞退書と同時に送付もしくは持参してください。

4 質疑について

(1) 設計図書の質疑については、質疑の有無に関わらず、その旨を記載した質疑書を電子メールにて送信してください。

ア 受付日時

令和8年5月13日(水)正午まで

イ 送信先

河合町役場総務部総務課契約・管財課 アドレス: kanzai@town.kawai.nara.jp

ウ 質疑書の様式は、別紙「様式5」とします。

(2) 前号の質疑は、全ての入札参加者に対し、令和8年5月15日(金)に電子メールにて回答します。

5 入札の手続

(1) 入札書は、入札内訳書「様式6」と同時(同封)に提出してください。

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し又は取り消すことはできません。

入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(千円止め)を入札書に記載してください。

(3) 工事内訳書は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、工事場所並びに所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載することが必要です。

工事内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札書は失格となりますので、間違えのないように作成してください。

ア 工事内訳書を作成しない場合

イ 工事内訳書の「見積金額(税抜)」欄に記載されている額と「入札書」に記載されている額が一致しない場合

ウ 工事内訳書の各計及び合計が正しくない場合

エ 各項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

(4) 入札書と工事内訳書は、書留郵便で令和8年5月26日(火)の午後4時までに河合町役場総務部総務課契約・管財係に到着するように郵送してください。

なお、宛名については、入札公告4の(2)に記載しているとおりとします。

(5) 開札は、入札書を提出した全ての入札者又は代理人が立会をして行うものとします。立会人は入札公告4の(4)の日時に同4の(5)の場所にお越しください。代理人が立会う場合には、立会に関する委任状(任意様式)を持参してください。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告2に定める一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書到着期限後に到着した入札
- (3) 郵便入札封筒に記載の工事名又は入札者名と、同封された入札書の工事名又は入札者名が相違する入札
- (4) 郵便入札封筒に工事名又は入札者の記載がなされていない入札
- (5) 入札書に記名押印を欠く入札
- (6) 入札の金額を訂正した入札、または判読し難いと認められる入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱により、必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札者がした2以上の入札
- (9) 競争入札参加資格確認申請書等が適正でない者がした入札
- (10) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (11) 予定価格(税抜)を超える入札
- (12) 指定の手続以外の郵送、または持参した入札
- (13) 入札心得に違反した入札
- (14) その他入札執行者において無効と認められる入札

7 落札者の決定方法

- (1) 入札回数は、1回とします。

- (2) 予定価格(税抜)以下であり、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
ただし落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。
- (3) 入札結果の公表については、契約締結後速やかに河合町役場総務部総務課契約・管財係において、公表します。

8 契約書の作成と本契約の成立

河合町契約規則第27条の規定により仮契約書を作成し、落札決定後速やかに仮契約を締結します。この工事契約については、河合町議会の議決を要しますので、議決があるまでの期間は仮契約とし、議会の可決を得たときに契約が成立するものとします。

ただし、本契約締結までの間に、入札参加資格の喪失または奈良県又は河合町の指名停止措置を受けた場合は、仮契約を締結しないか、または仮契約を解除することがあります。また、契約後において速やかに施工体制台帳を提出するものとする。

9 配置予定技術者の確認

落札決定後、配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがあります。また病気、死亡、退職等の特別な理由がある場合を除き、配置予定技術者の変更はできません。病気等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合は入札公告2の(6)に掲げる条件を満たし、かつ当初の技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

10 問い合わせ先

不明な点については、下記に問い合わせください。

河合町役場総務部総務課契約・管財係 (電話0745-57-0200 内線229)